

2020年8月3日

企業会計基準委員会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

品質管理本部長 諏訪部 修

実務対応報告公開草案第59号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い
(案)」等に対する意見

貴委員会から2020年6月3日に公表された実務対応報告公開草案第59号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い(案)」等(以下「本公開草案」という。)の提案について、基本的に同意します。ただし、今後の適用にあたって、表現方法の見直し又は明確化をご検討いただきたい点について、下記のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

記

質問1(適用範囲に関する質問)

本公開草案の適用範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(コメント)

以下の点を除き同意する。

1.ヘッジ対象又はヘッジ手段のどちらか一方がLIBORを参照している場合について

(コメント)

ヘッジ対象又はヘッジ手段のどちらか一方がLIBORを参照している場合について、本公開草案の対象に含まれることを明確化していただきたい。また、本公開草案第4項(4)の「金利指標置換時」の表現について見直していただきたい。

(理由)

本公開草案第3項において、「本実務対応報告は、金利指標改革に起因して公表が停止される見通しであるLIBORを参照する金融商品について金利指標を置き換える場合に、その契約の経済効果が金利指標置換後の前後で概ね同等となることを意図した金融商品の契約上のキャッシュ・フローの基礎となる金利指標を変更する契約条件の変更のみが行われる金融商品を適用範囲とする。また、こうした契約条件の変更と同様の経済効果をもたらす契約の切替に関する金融商品も適用範囲とする。」とされている。

本公開草案第3項の定めに基づけば、例えばヘッジ対象がTIBORを参照しており、へ

ッジ手段が LIBOR を参照している場合等、ヘッジ対象又はヘッジ手段のどちらか一方が LIBOR を参照している場合に、ヘッジ手段である LIBOR を後継の金利指標に変更する契約条件の変更や契約の切替も適用範囲に含まれると理解している。

一方、本公開草案第 4 項 (4) において、「金利指標置換時」とは、金利指標改革に起因して公表が停止される見通しである LIBOR に関して、ヘッジ対象の金融商品及びヘッジ手段の金融商品の双方の契約において後継の金利指標を基礎とした計算が開始される時点をいう。」とされており、「金利指標置換時」の定義では、ヘッジ対象及びヘッジ手段の双方が後継の金利指標に契約条件の変更又は契約の切替を行うことを前提に記載されている。

このため、ヘッジ対象又はヘッジ手段のどちらか一方が LIBOR を参照している場合について、本公開草案の対象に含まれることを明確化する必要があると考える。また、この場合、どちらか一方の契約において、後継の金利指標を基礎とした計算が開始される時点が「金利指標置換時」であるということが把握できるように、「金利指標置換時」の定義の表現を見直すことをご検討いただきたい。

質問 2 (金利指標置換前の会計処理に関する質問)

本公開草案の金利指標置換前の特例的な取扱いに関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

1. ヘッジ対象又はヘッジ手段の契約の切替

(コメント)

以下の点を除き同意する。

「契約条件の変更」についても、本公開草案第 5 項と同様の取扱いであることを明確化していただきたい。

(理由)

金利指標置換前の会計処理として、本公開草案第 5 項において、「第 3 項に示した本実務対応報告の適用範囲に含まれる金融商品をヘッジ対象又はヘッジ手段として、ヘッジ会計を適用している場合、金利指標置換前においては、金利指標改革に起因する契約の切替が行われたときであっても、ヘッジ会計の適用を継続することができる。」とされている。

本公開草案第 3 項においては、金利指標改革に起因する「契約条件の変更」が行われる金融商品も対象であるとされており、また、本公開草案第 30 項において、「金融商品会計基準等では契約条件の変更時の取扱いに関して定めがなく」とされていることから、本公開草案第 5 項において、本公開草案第 3 項の適用範囲に含まれる「契約条件の変更」についても、「契約の切替」と同様に、ヘッジ会計の適用を継続することができる旨を明確化していただきたい。

2. ヘッジ対象となり得る予定取引の判断基準

(コメント)

同意する。

3. ヘッジ有効性の評価

(1) 事前テストに関して

(コメント)

同意する。

(2) 事後テストに関して

(コメント)

同意する。

(3) 包括ヘッジに関して

(コメント)

同意する。

(4) 金利スワップの特例処理について

(コメント)

同意する。

(5) 外貨建会計処理基準等における振当処理

(コメント)

同意する。

質問 3 (金利指標置換時の会計処理に関する質問)

本公開草案の金利指標置換時の特例的な取扱いに関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(コメント)

同意する。

質問 4 (金利指標置換後の会計処理に関する質問)

金利指標置換後の金利指標の選択に関する実務や企業のヘッジ行動について不確実な点が多いことから、特例的な取扱いとして、事後テストにおける有効性評価の結果、ヘッジ有効性が認められなかった場合であっても 2023 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度まで、ヘッジ会計の適用を継続することができることを提案しています。また、その間、再度金利指標を置換えたとしても、ヘッジ会計を継続するこ

とができることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

1. ヘッジ会計の原則的処理方法（繰延ヘッジ）について

（コメント）

同意する。

2. 金利スワップの特例処理等

（コメント）

同意する。

3. 包括ヘッジの取扱い

（コメント）

金利指標置換後の包括ヘッジの取扱いの適用時期について明確にしていきたい。

（理由）

本公開草案第 13 項から第 15 項では、ヘッジ会計の原則的処理方法（繰延ヘッジ）、金利スワップの特例処理及び為替予約等の振当処理について、金利指標置換後においても、本公開草案第 8 項、第 10 項及び第 11 項の取扱いを適用し、2023 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度までヘッジ会計の適用、金利スワップの特例処理及び為替予約等の振当処理の継続が認められている。

一方、本公開草案第 9 項の包括ヘッジの取扱いについては、金利指標置換後についても同様とされているが、当該取扱いについてもヘッジ会計の原則的処理方法（繰延ヘッジ）、金利スワップの特例処理及び為替予約等の振当処理と同様に、2023 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度までである点を明確にしていきたい。

質問 5（注記事項に関する質問）

本公開草案で提案している注記事項について同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

なお、LIBOR の公表停止までに契約条件の変更等が完了しないリスクに関する注記や本公開草案を適用していなければ発生していた損益に対する潜在的な影響額の注記についても検討しましたが、これらのような定量的な情報の開示を求めずに、定性的な情報の開示のみ求めることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

（コメント）

同意する。

質問 6（適用時期等に関する質問）

本公開草案の適用時期等に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(コメント)

同意する。

質問7 (その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

(コメント)

本公開草案の適用に伴い、ヘッジ関係の継続が認められた場合の繰延ヘッジ損益に係る一時差異については、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(以下「回収可能性適用指針」という。)第46項及び第115項の定めを適用できるという点について、明確にしていきたい。

(理由)

回収可能性適用指針第46項において、「繰延ヘッジ損益に係る一時差異は、繰延ヘッジ損失と繰延ヘッジ利益とに区分し、繰延ヘッジ損失に係る将来減算一時差異については、第6項に従って回収可能性を判断した上で繰延税金資産を計上し、繰延ヘッジ利益に係る将来加算一時差異については繰延税金負債を計上する。なお、繰延ヘッジ損失に係る将来減算一時差異に関する繰延税金資産は、第15項から第32項に従って判断した分類に応じて、(分類1)に該当する企業及び(分類2)に該当する企業(第28項に従って(分類2)に該当するものとして取り扱われる企業を含む。)に加え、(分類3)に該当する企業(第29項に従って(分類3)に該当するものとして取り扱われる企業を含む。)においても回収可能性があるものとする。」とされている。

また、回収可能性適用指針第115項においては、「企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」では、繰延ヘッジ損失に係る将来減算一時差異については、ヘッジ有効性を考慮すれば、通常、ヘッジ対象に係る評価差益に関する将来加算一時差異とほぼ同時期に同額で解消されるものとみることともできると考えられるため、「将来年度の収益力に基づく課税所得によって繰延税金資産の回収可能性を判断する場合には、例示区分①及び②の会社に加え、例示区分③及び④のただし書きの会社についても回収可能性がある」と判断できるものとした。」とされていた。本適用指針においては、この取扱いを踏襲している(第46項参照)。」とされている。

ヘッジ対象又はヘッジ手段について、それぞれ別の後継の金利指標を参照する場合等においては、回収可能性適用指針第115項における「通常、ヘッジ対象に係る評価差益に関する将来加算一時差異とほぼ同時期に同額で解消されるものとみることともできる」という点について満たさない可能性もある。しかし、本公開草案第35項にも記載のとおり、金利指標改革に起因する要因とそれ以外の要因を分解することは困難であり、へ

ッジ有効性の評価において、本公開草案第 8 項のようにヘッジ有効性が認められなかった場合であってもヘッジ会計の適用を継続することができるとする趣旨に鑑みれば、本公開草案の適用に伴い、ヘッジ関係の継続が認められた場合の繰延ヘッジ損益に係る一時差異についても、当該取扱いと同様に扱うべきと考えられる。このため、金利指標改革以前において「通常、ヘッジ対象に係る評価差益に関する将来加算一時差異とほぼ同時期に同額で解消されるものとみることもできる」とされていたのであれば、金利指標改革の影響を考慮せずに、上記回収可能性適用指針第 46 項及び第 115 項の定めを適用できるという点について、当該取扱いを明確にしていきたい。

以上